

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第五章 農村青年運動

第二節 日本農村青年集会と国際農村青年集会

長期間の準備の後、日本農村青年集会は一月二二日から三日間東京芝公会堂において開催された。参加者は全国各地の農村青年婦人約四百人、まず準備委員長無着成恭氏のあいさつがあつて後報告話し合いに入った。第二日には、生活をよくするために、農業技術と経営、教育・文化・スポーツ、農村と都市の青年の友情と理解のために等七分科会がひらかれ討論が行われた。第三日には、前日の各分科会の討論の結果をとりまとめ、また国際農村青年集会へ送る代表のために歓送会を開き、たのしい雰囲気の中に幕をとじた。なお集会できめられた「日本農村青年憲章」をつぎにかかげる。

(日本農村青年憲章草案)

すべての青年は、幸福な生活をきずこうとしています。その要求は仕事と、仕事にたいする正当な賃金です。

土地をまったくもたない農家の青年や、ほんのわずかしかもたない農村青年男女には、仕事を与え、国有地または未墾地をただでわけ与えるようにすること。国費でひらく開墾、干拓をおこない、分家する青年には十分な土地を与え、生産を上げるに十分な開墾助成金と営農資金資材を与えること。

あらゆる農村青年のために水利および水利の設備が自由に使えるようにすること。農機具を買い、農業施設をあらたにもうける農村青年にたいし、やすい利子で長期の貸付をおこなうこと。そして肥料や種子、家畜、農薬、農機具、電気料金、運賃、および生活必需品のねだんを安くすること。はんたいに、働いても働いても生活することができないような低い農産物価格を再生産を保証する価格にすること。税金を引下げ、所得の少い農家、分家する青年には、自立できるまで税金を免除すること。さしおさえ、公売による強制とりたてはおこなわないこと。部落の賦課金、賦役、あらゆるかたちの強制寄付の廃止、強権供出をやめ、農村青年が食べる米に困らないようにすること。不当な高利の借金、不当な債務の棒びき、または割びき。

風水害、病虫害、その他の災害にたいし、政府や地方財政によってギセイ者に保護手段をこうじ、一日も早く復旧できるようなあらゆる援助をすること。農業を災害からまもるための治山、治水工事、病害の予防策を完全におこなうこと。

さらに国や大土地所有者の負担によって、近代的な機具の使用とかんがい、土地改良の施設、新しい農業技術をとりいれ、土地をこやすこと。農村に電気、道路、橋などの

建設と修理などの近代化事業をおこない、野良仕事にべんぎをはかること。労災保険と無料の医療保護をうけられるようにするとともに、事故を前もってふせぐための設備をそなえること。無医村、無灯火村をなくし、村に衛生設備、下水などをつくる。

家や部屋を保障すること。あらゆる農村青年が十分に休息できるようにし、クラブ、図書館、運動場、映画館などの文化、スポーツの施設を農村につくり、農村青年がひろくこれらをたのしめるような時間と金を保障すること。郷土と民族の文化をほりおこし、まもること。だれでもが学校にいき、勉強できるようにすること。そして農業についての学問と技術を身につけられるようにすること。一さいの戦争のための教育と宣伝を禁止すること。

農村青年に市民としての権利と民主的自由を保障すること。封建的な雇傭関係や、身分による差別待遇をなくすこと。青年の自主的な活動への、官僚的な統制と圧迫を排すること。

恋愛や結婚の自由。
部落青年への土地と仕事。結婚と勉学。その他一切の封建的差別をなくすこと。
朝鮮青年への人種的差別をなくすこと。
△小作人の農村青年は、つぎのことを要求します。

土地とりあげ、土地のさしおさえ、売り買いをやめ、政府や農業委員会は、小作人の財産をまもるようにすること。小作料の引上げ、不当な小作料、現物小作料、馬小作、牛小作などの封建的なさくしゅの禁止。災害のときは小作料をへらすこと。農地をとりあげられない長期で確実な小作契約をおこなうこと。小作人は自分のすきな作物を自由に作づけし、とりいれを思うままに処分する権利をもつこと。

△出かせぎ、作男、炭焼き、日やとい、常やとい、季節労働者、土木労働者、山林労働者などの農業労働青年は、つぎのことを要求します。

安心して働くことのできる仕事を保障すること。同一労働に同一賃金、最低賃金制度の確立、平均八時間労働にし、時間外労働については、労働青年の自由意志にまかせ、その時間にたいし、特別の賃金をはらうという原則をやとい主に認めさせること。危険作業をやめ、もっと近代的な設備をほどこし、労災保険を必ずつけ、やとい主にまもらせること。

やとい主と平等の立場で、契約と団体協約をむすぶこと。
毎年十五日以上の有給休暇、週一回の定休日。
農業労働組合をつくれるようにし、そのための権利を保障すること。手頃な下宿と家を保障すること。

△農村の若い婦人は要求します。
婦人におもい労働をさせないこと。同一労働、同一賃金。
家事労働をかるくし、若い婦人にやすむひまを与えること。
産婦が産前、産後最低二ヶ月休めるような保護の方策と施設、
農業労働者の婦人には、最低二ヶ月の有給休暇。
婦人に男子と同じ人間としての権利と自由。
封建的ないっさいの差別をなくすこと。
医療保護と必要な衛生設備、産院、託児所、こどもの遊び場をつくること。
あらゆる強制結婚の廃止。強制労働や人身売買の禁止。
△これらののぞみをかなえるために、農村青年は平和と友情を求めます。

農村青年は平和と友情のなかでのみ、自分たちの生活をよくしてゆくことができることを知っています。それゆえに、幸福とうるわしい未来のために、農村青年は国際間の緊張をゆるめるために努力しています。いま、すすめられている原水爆の製造と実験に反

対し、その禁止のための国際協定がむすばれることをのぞんでいます。

日本の再軍備と徴兵制度の復活に反対し、軍事基地をてつきよし、平和憲法をまもることをのぞんでいます。

正常な国際関係を一日も早く回復し、アジアをはじめ、どこの国とも仲良くなり農産物をはじめとしたいろいろなものの貿易と交換をさかんにしたいたいのぞんでいます。

そして、戦争の準備のためにつかわれているいっさいの富と力を、農業を発展させ、農村青年に土地と仕事とをあわせなくらしのためにふりかえるように、のぞんでいることを高らかに宣言します。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
